



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

976	一般競争入札による落札者の決定	(情報基盤課).....	1
977	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
978	令和5年度後期技能検定の実施	(労働政策課).....	2
979	令和5年和歌山県告示第774号(指定納付受託者の指定)の一部改正	(企業振興課).....	6
980	血深井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	6
981	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	7
982	保安林の指定	(").....	7
983	"	(").....	7
984	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	8
985	"	(").....	8
986	"	(").....	9
987	"	(").....	9
988	保安林の指定施業要件の変更	(").....	9
989	"	(").....	10
990	"	(").....	10
991	"	(").....	11
992	保安林の皆伐面積の公表	(").....	11
993	林業種苗生産事業者講習会の実施	(").....	11
994	道路の区域変更	(道路保全課).....	12
995	道路の供用開始	(").....	12
996	道路の区域変更	(").....	13
997	道路の供用開始	(").....	13
998	道路の区域変更	(").....	13
999	道路の供用開始	(").....	14

*1000 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱
(総務事務集中課)..... 14

○ 選挙管理委員会告示

82	政治団体の届出事項の異動の届出	22
83	政治団体の解散の届出	23
84	政治団体の設立の届出	23

○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	23
--	-----------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第976号

行政事務用マイクロソフトライセンス賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地

方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
行政事務用マイクロソフトライセンス賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部行政企画局情報基盤課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
月額5,313,000円（うち消費税及び地方消費税の額483,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年7月7日

和歌山県告示第977号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
City!WAKAYAMA
和歌山県和歌山市元寺町5-58外14筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和5年和歌山県告示第443号
- 3 意見の概要
産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管されたい。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年9月1日から同年10月2日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第978号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和5年度後期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施する等級別検定職種

(1) 特級

機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備

(2) 1級及び2級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）

(3) 2級

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

(4) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(5) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 特級

検 定 職 種	手数料（1件）
機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	18,200円

(イ) 1級、2級、3級及び単一等級

検 定 職 種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	13,300円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円

機械加工、工場板金、ロープ加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、家具製作、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、電子回路接続	18,200円
--	---------

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからdまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからdまでの区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額とする。

a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であって、実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満であるもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びbからdまでに規定する在校生を除く。）

2級又は3級

検 定 職 種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	4,300円
機械検査、婦人子供服製造	6,100円
機械加工、工場板金、ロープ加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、家具製作、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ	9,200円

b 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満である在校生（公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下同じ。）（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

2級

検 定 職 種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	4,300円
機械検査、婦人子供服製造	6,100円
工場板金、ロープ加工、シーケンス制御、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ	9,200円

c 在校生（dに規定する在校生を除く。）

3級

検 定 職 種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	8,900円
機械検査	10,100円
機械加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、広告美術仕上げ	12,100円

d 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

3級

検 定 職 種	手数料（1件）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、機械・プラント製図、広告美術仕上げ	2,900円

イ 実施期日

実技試験は、令和5年12月4日（月）から令和6年2月11日（日）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和5年11月27日（月）から和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種	等級	実施期日
機械検査、シーケンス制御、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級及び2級	令和6年1月21日（日）
婦人子供服製造	2級	
シーケンス制御、配管	3級	
機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	特級	令和6年1月28日（日）
工場板金、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工、機械・プラント製図	1級及び2級	
時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	3級	
ロープ加工、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上げ	1級及び2級	令和6年2月4日（日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、広告美術仕上げ	3級	
電子回路接続	単一等級	

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

令和5年10月2日（月）から同月13日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和6年3月8日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにのみ合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級又は3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、特級の技能検定合格者には特級技能士章、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第979号

令和5年和歌山県告示第774号（指定納付受託者の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本周 平

3の（2）中「KDDI株式会社」を「株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社」に改める。

和歌山県告示第980号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、血深井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年9月1日

退任した役員(令和5年7月31日退任)

職名 氏 名 住 所

理事 山本安夫 西牟婁郡白浜町富田703番地

和歌山県告示第981号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町大瀬字サクレ371、392(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第982号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字小川3635の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第983号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町佐本東栗垣内字於茂屋谷437
 - 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第984号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第985号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第986号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第987号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第988号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第989号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第990号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第991号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第992号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,448.48
紀中地域水源涵養保安林	1,445.81
紀北地域水源涵養保安林	326.29
紀南地域土砂流出防備保安林	908.05
紀中地域土砂流出防備保安林	386.84
紀北地域土砂流出防備保安林	415.13
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.50
和歌山県全域保健保安林	155.22

和歌山県告示第993号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

令和5年9月1日

1 開催日時 令和5年10月13日(金) 午前10時から午後5時まで

2 開催場所

(1) 講義 和歌山県農林大学校林業研修部小教室(西牟婁郡上富田町生馬1504-1)

(2) 実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地(田辺市中辺路町栗栖川300-12)

3 講習科目

(1) 種苗に関する法令

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項

(3) 種苗の生産技術に関する事項

4 講習受講の申込み

受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,310円分を貼り付けて、最寄りの各振興局農林水産振興部林務課(以下「林務課」という。)に令和5年9月29日(金)までに申し込むこと。

5 その他

(1) 申込書の用紙は、林務課で配布する。

なお、申込書の様式は、和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 講習に必要なテキスト(テキスト代:1,833円)は、受講者が事前に購入しておくこと。

和歌山県告示第994号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 新和歌浦梅原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市北島字新畑565番1地先から同市北島字新畑558番1地先まで	旧	12.06 } 13.97	29.27	
同上	新	12.06 } 13.97	29.27	

和歌山県告示第995号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 新和歌浦梅原線

供用開始の区間 和歌山市北島字新畑565番1地先から同市北島字新畑558番1地先まで

供用開始の期日 令和5年9月1日

和歌山県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
岩出市吉田字一本木274番2地先から同市中黒字高塚543番3地先まで	旧	10.68 } 12.48	168.97	高桶橋 L=5.80
同上	新	10.68 } 12.48	168.97	高桶橋 L=5.80
同上	新	8.47 } 25.36	224.99	

和歌山県告示第997号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 小豆島岩出線

供用開始の区間 岩出市吉田字一本木274番2地先から同市中黒字高塚543番3地先まで

供用開始の期日 令和5年9月1日

和歌山県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町大窪字尾ノ上925番3地内	旧	4.10 ） 8.42	42.45	
同上	新	6.83 ） 8.46	43.45	

和歌山県告示第999号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町大窪字尾ノ上925番3地内

供用開始の期日 令和5年9月1日

和歌山県告示第1000号

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱を次のように定める。

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）及び和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）は、令和5年9月30日限り廃止する。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県が発注する物品の購入等に係る調達契約並びに役務の提供等の委託契約、請負契約及び賃貸借契約（建設工事（和歌山県工事執行規則（昭和28年和歌山県規則第25号）第2条に規定する工事をいう。以下同じ。）、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。）に係る競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

（対象とする契約の種類）

第2条 入札参加資格を定めて資格審査の対象とする契約の種類は、別表に掲げる業務種目（以下「業務

種目」という。)についての物品の購入等に係る調達契約並びに役務の提供等の委託契約、請負契約及び賃貸借契約とする。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者で、資格審査を受け、第7条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されているものとする。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であつて、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 申請日現在において、入札に参加を希望する業務種目に該当する業務（以下「入札参加希望業務」という。）について1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札参加希望業務を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

(7) 入札参加希望業務に係る営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(8) 和歌山県が行う入札に関する資格停止の措置を受けていない者であること。

(9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が

経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

（資格審査の申請等）

第4条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和歌山県物品・役務電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品又は役務に係る調達を行うシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）又は知事が別に定める申請書（第6条においてこれらを総称して「申請書等」という。）を用い、次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を添えて、知事が別に定めるところにより提出するものとする。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書

(2) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者のうち、知事が必要と認めるものにあつては、和歌山県が発行した、県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

(3) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

(4) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(5) 入札参加希望業務に係る営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類

(6) 入札参加希望業務（新たにその営業を始めた者にあつては、それに類似する業務）について1年以上の営業経験があることを示す書類

(7) 申請時に和歌山県が行う入札に関する資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類

(8) その他知事が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、申請の日を基準として、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

（資格審査の申請時期及び入札参加資格の有効期間等）

第5条 資格審査の申請ができる期間及び入札参加資格の有効期間等は、次のとおりとする。

(1) 定期審査

ア 申請時期

令和5年を初年とする同年以後の3年ごとの各年（以下「定期審査年」という。）における10月1日から同月31日までの期間

イ 審査対象

新規の申請又は既に入札参加資格を有する者の更新の申請

ウ 入札参加資格の有効期間

定期審査年の翌年の1月1日（以下「基準日」という。）から起算して3年間

(2) 随時審査

ア 申請時期

定期審査年の9月1日から翌年の1月3日までの期間を除く任意の期間（ただし、知事が必要と認める場合については、この限りではない。）

イ 審査対象

新規の申請

ウ 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を有すると認められた日から最初に到来する基準日の前日までの期間

（申請書類等に用いる言語等）

第6条 申請者が、申請書等及び申請添付書類（以下「申請書類等」という。）に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書類等に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類等のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類等の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

（入札参加資格者の決定等）

第7条 知事は、申請書類等に基づく資格審査の結果、申請者が入札参加資格を有すると認めたときは、その者の氏名又は名称その他必要な事項を競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するとともに、その旨を当該申請者に通知する。

- 2 知事は、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その旨を通知する。
- 3 知事は、申請者が公共機関の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、それについて不起訴若しくは無罪の判決が確定していない者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者である場合には、資格審査を保留し、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 前項の通知を受けた者は、その容疑について不起訴又は無罪の判決が確定した場合には、その事実を証する書面を添付してその旨を申し出るものとする。
- 5 知事は、入札参加資格を有すると認めた者について次に掲げる事項を、電子調達システムに登載することにより一般の閲覧に供する。

- (1) 入札参加資格を有すると認めた業務種目
- (2) 法人にあっては、その商号又は名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (3) 個人にあっては、氏名及び商号、屋号等並びに主たる事務所の所在地
- (4) 入札参加資格の停止を受けている者にあつては、その停止期間

（入札参加資格の承継）

第8条 入札参加資格者から業務を承継し、その業務と同一性を失わない業務を引き続き行おうとする者が、次に掲げるいずれかに該当する者であるときは、その承継する業務に対応する入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人
- (4) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人
- (5) その他知事がこれらに類すると認める者

（変更届）

第9条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに知事が別に定める変更届を提出するものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 第7条第5項第2号及び第3号に掲げる事項
- (2) 法人にあっては、役員、これに準ずる者又は和歌山県の区域外に主たる事務所を有する者が入札に

参加するために選定した代理人

(3) 和歌山県と取引を行う本店又は支店その他の事業所に関する事項

(4) 第3条第7号に規定する許認可等又は届出等

2 知事は、前項の変更届を受理した場合は、資格者名簿における当該入札参加資格者に係る登載内容を必要に応じ変更するものとする。

3 前2項の規定は、入札参加資格者がその入札参加資格に係る業務種目の営業の休止又は廃止をしようとする場合若しくは第3条第2号又は第3号のいずれかに該当するに至った場合に準用する。

(変更申請)

第10条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更したい場合には、あらかじめ知事が別に定める変更申請書を提出し、その審査を受けるものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類その他の審査に必要な書類を併せて提出しなければならない。

(1) 第8条に規定する入札参加資格の承継

(2) 入札参加希望業務種目

2 知事は、前項の審査の結果、変更を認めるときは、資格者名簿における当該入札参加資格者に係る登載内容を変更するとともに、その旨を当該変更申請者に通知する。

3 知事は、変更を認めない者に対しては、その旨を通知する。

(入札参加資格の取消し)

第11条 知事は、入札参加資格者が第3条各号（第6号及び第8号を除く。）に掲げる条件を満たさないと認められるとき、その他経済的若しくは社会的信用を著しく欠くに至ったとき又は資格審査の申請書類等（前2条に規定する変更届及び変更申請書を含む。）に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

2 前項の取消しを受けた者が再度の資格申請を行うに当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 第3条各号（第6号及び第8号を除く。）に掲げる条件を満たさなくなったことにより取り消された場合は、取消しに至った事由が解消されたこと。

(2) 前号の取消しに係る事由以外の事由により取り消された場合は、取消しに至った日から起算して3年を経過していること。

(入札参加の停止)

第12条 知事は、入札参加資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる。ただし、入札参加の停止期間中であっても、第4条第1項の規定による申請書類の提出をすることを妨げない。

2 知事は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為について適当な是正措置がとられ、かつ、入札の執行、契約の履行又は業務の施行上支障がないと認めるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格の取消し及び入札参加の停止の通知)

第13条 知事は、第11条の規定による入札参加資格の取消し又は前条第1項本文の規定による入札参加の停止をしたときは、その旨をその者に対して通知する。

(入札参加資格の審査の公示)

第14条 知事は、入札参加資格、資格審査の申請時期及び方法その他必要な事項について、その内容を公示する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、令和5年10月1日以降に行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続について適用し、その前日までに行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格を有している者は、令和5年12月31日までの間は、該当する業務種目について、第3条に規定する入札参加資格を有する者とみなす。

別表(第2条関係)

物品の購入、役務の提供等の契約に係る業務種目一覧表

業 務 種 目		業 務 種 目	
大分類	小分類	大分類	小分類
1 建築物の 保守管理	1 建築物清掃	2 緑地管理、 庭木・芝 管理、樹 木管理	1 除草
	2 建築物周辺清掃・保守		2 樹木管理・芝生管理(剪定・殺虫 消毒を含む。)
	3 建築物飲料水貯水槽清掃	3 撤去作業、 凍結防止	1 船舶等解体・ボート等撤去
	4 ボイラーの運転・清掃・保守		2 道路凍結防止
	5 建築物ねずみ昆虫等防除	4 警備	1 建物警備
	6 シロアリ駆除・消毒作業		2 機械警備
	7 浄化槽保守		3 港湾・空港施設警備
	8 給排水・換気設備等保守		4 防犯パトロール
	9 冷暖房設備等保守(ボイラー式の ものは「4」による。)		5 交通誘導・交通整理・整備
	10 電気設備等の運転・監視	5 廃棄物処 理	1 産業廃棄物処理(収集・運搬)
	11 電気設備等保守		2 産業廃棄物処理(中間処理・処 分)
	12 音響、放送、時計設備等保守		3 一般廃棄物処理(収集・運搬)
	13 有線通信設備保守	6 情報収集	1 システム調査・分析
	14 無線通信設備保守		2 システム開発・改良・運用・保守
	15 テレビ電波障害対策設備保守		3 ハードウェア等保守
	16 中央監視設備等保守		4 クラウド等サービス
	17 昇降機等保守		5 インターネットコンテンツ作成・ 運用
	18 自動ドア保守		6 データ処理
	19 附帯設備保守		
	20 建具・床等保守		
	21 危険物施設保守		
	22 消防設備保守		
	23 避雷設備保守		
	24 建築物空気環境測定		
	25 建築物等の点検		
	26 建築設備等の点検		

業 務 種 目	
大分類	小分類
7 特殊設備 保守管理 (建築物に 係るもの を除く。)	1 プールろ過装置保守管理
	2 遊具・運動設備・砂場保守管理
	3 展示・映像・照明・音響設備保守 管理
	4 ガス配管設備保守管理
	5 道路・河川・港湾設備保守管理
	6 空港消防設備消防業務・保守管理
	7 船舶・船舶給水設備操作保守管理
	8 船舶無線設備の保守管理
	9 水処理設備・装置保守管理
	10 工業用水道施設運転・保守管理
	11 工業用水道設備点検・保守管理
8 機械等保 守管理(建 築物に 係るもの を除く。)	1 分析・計測機器保守管理
	2 医療機器保守点検
	3 事務機器・教育用工作機器保守管 理
	4 高圧ガス製造機器保守管理
	5 機械ボイラー保守管理
	6 自走建設機械・車両系荷役運搬機 械保守管理
	7 ガントリークレーン保守管理
9 運送・保 管	1 旅客運送
	2 貨物・美術品運送
	3 自動車運搬
	4 保管
	5 公用自動車運行・保守管理
10 企画・広 告・手配	1 広告・デザイン・映像制作
	2 大会・イベント企画・研修企画運 営
	3 旅行手配
	4 賞状等筆耕
	5 速記・テープ起こし
	6 壺花生け込み・貸植木

業 務 種 目	
大分類	小分類
11 測定・検 査・調査 研究等	1 環境測定(水質)
	2 環境測定(土壌)
	3 環境測定(大気質)
	4 環境測定(騒音・振動)
	5 アスベスト濃度測定
	6 ダイオキシン類測定
	7 理化学検査・食品検査
	8 臨床検査(医療機関外)
	9 健康診断
	10 被曝線量測定検査
	11 調査研究・統計作業
	12 地形調査・測量
12 森林整備 等	1 森林整備
	2 森林調査(I)
	3 森林調査(II)
	4 森林病虫害対策
13 給食	1 病院給食
	2 学校給食
14 リース・ レンタル	1 医療機器リース・レンタル
	2 事務機器・日用雑貨リース・レン タル
	3 建物・自動車・重機等リース・レ ンタル
	4 船舶リース・レンタル
	5 白衣類リース・レンタル
	6 医療基準寝具類リース・レンタル
15 美術品・ 文化財保 存	1 美術品・文化財保存修理
	2 文化財虫菌害防除

業 務 種 目	
大分類	小分類
16 人材	1 相談支援業務受託
	2 保育業務受託
	3 通訳・翻訳事務受託
	4 総務事務・軽作業受託
	5 人材派遣
17 保険	1 損害保険
18 物品調達	1 物品販売
	2 石油製品
	3 自動車修理
	4 印刷
	5 クリーニング
	6 不用品買受け

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年9月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県第二選挙区支部	二階俊博	政治団体の名称	自由民主党和歌山県第二選挙区支部	自由民主党和歌山県第三選挙区支部	令和 5.7.1
国民民主党和歌山県総支部連合会	浦口高典	会計責任者	永野裕久	上田清之	令和 5.7.24
日本維新の会衆議院和歌山県第1選挙区支部	林佑美	主たる事務所の所在地	和歌山市十二番丁31番地 雑賀ビル1階	和歌山市松江749番地15	令和 5.6.10

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
中西としあき後援会	宮井康雄	主たる事務所の所在地	有田市宮原町道138番地	有田市糸我町中番171番地	令和 5.7.15
和歌山県改革協議	浦口高典	代表者	浦口高典	北野勝昭	令和 5.7.24

会		会計責任者	永野裕久	上田清之	令和 5.7.24
林佑美後援会	林佑美	主たる事務所の 所在地	和歌山市十二番丁31番地 雑賀ビル1階	和歌山市福島418番地11	令和 5.6.10

和歌山県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年9月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	門博文	令和 5.6.30

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
平井としやを支援する会	小竹泰信	令和 5.7.19

和歌山県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年9月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
脇村ひでき後援会	脇村秀樹	脇村美保	有田市初島町浜1769-1	令和 5.7.14

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和5年9月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

岩出都市計画道路（3・6・4号岩出駅畑毛線）

- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県岩出市西野字若宮、釘貫、井ノ阪、門田
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
岩出市事業部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和5年9月5日から同月19日まで